

告 示 第 5 4 7 号

令和 8 年 4 月 1 0 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

鹿児島市魚類市場輸出拠点構築推進事業支援業務委託契約に係る企画提案競技参加者の資格について（告示）

鹿児島市魚類市場輸出拠点構築推進事業支援業務委託契約に係る企画提案競技に参加する者に必要な資格を、次のとおり定めたので告示します。

なお、この契約に係る企画提案競技に参加する資格を希望する者は、下記要領により、企画提案競技申込書を提出してください。

記

1 業務の概要

- (1) 開設者である鹿児島市（以下「本市」という。）、市場関係者への継続した情報提供、輸出セミナー開催等、魚類市場の専属輸出相談窓口として輸出全般に係る支援業務を行うもの
- (2) 海外輸出への成約を目指し、鹿児島市中央卸売市場魚類市場輸出促進協議会で県内商談会へ参加する際の、手続等の代理業務や商談サポート等の支援業務を行うもの
- (3) 県内の港を活用し、ターゲットとする国又は地域への直接輸送を実施し、コストやリードタイムなどを確認、分析した結果をもとに輸出促進・販路拡大に繋げていく支援業務を行うもの

2 資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 納期の到来している市税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (3) 参加申込み時点において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 1 1 年 4 月 1 6 日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない

者であること。

- (5) この告示の日（以下「告示日」という。）から企画提案競技参加申込期限の日までの間において、鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づき入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（これらの手続開始の決定後に更生計画又は再生計画が認可された者を除く。）でないこと。
- (7) この企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 告示日現在において、本市内に本社を有している法人であること。
- (9) 令和8年4月1日現在、本市において引き続き1年以上の営業実績があり、かつ、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間において、鹿児島県産の水産物の海外への輸出実績があること。

3 提出要領

(1) 受付期間

告示日から令和8年4月24日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 提出書類

次に掲げる書類を各1部ずつ提出すること。

ア 企画提案競技参加申込書（様式1）

イ 事業者の概要（様式2）

ウ 業務実績書（様式3）

エ 市税納付証明書又は滞納がないことの証明書

オ 税務署発行の「消費税及び地方消費税」納税証明書（その3）（写し可）

カ 商業登記簿謄本（写し可）

キ 印鑑証明書（原本）及び使用印鑑届（様式4。使用印鑑届は、印鑑証明書と同じ印鑑を使用する場合は不要）

(4) 提出方法

直接持参

(5) 提出先及び問い合わせ先

鹿児島市城南町37番地2

鹿児島市中央卸売市場魚類市場管理事務所

電話 099-223-0310

電子メール gyorui@city.kagoshima.lg.jp

4 その他

鹿児島市魚類市場輸出拠点構築推進事業支援業務委託契約に係る企画提案競技に関する参加申込書その他必要な情報は、鹿児島市ホームページ (<http://www.city.kagoshima.lg.jp>) において入手することができる。